

視聴覚いしかわ

Vol.3

発行／石川県視聴覚教育協議会
編集／石川県立生涯学習センター学習情報グループ
発行人／会長 不嶋 豊和
平成19年3月9日 発行

金沢市広坂2丁目1-1 石川県広坂庁舎1号館 石川県立生涯学習センター内 TEL 076-223-9574 FAX 076-223-9585

視聴覚教育と情報教育とメディア教育の位相



金沢星稜大学 教授 岡部 昌樹

1980年代前半までの日本のメディア・情報に関する目的論・能力論に関する実践をレビューすると、視聴覚教育に主眼が置かれている。このことは視聴覚教育、放送教育が情報教育とは異なる文脈で独自の発展を遂げてきたといえる。1990年代以降は急速なデジタル技術の進展により、メディア融合が進み、情報チャンネルが多様化した。特に、1995年以降は、放送と通信分野の融合が進み、インターネットを利用した調べ学習、分散・協調型の学習が盛んに行われるようになった。通信インフラの高度化や動画コンテンツの開発・流通がそれらを“教育の効率化”的側面から支えた。また、情報の一元的統合処理の加速は、結果として情報に占める画像モードの比重を高めていった。情報活用能力をR.Mガニエの教育目標の分類学にあてはめてみると、いずれもICT社会のリテラシーとみなすことができる。

リテラシー教育は、史的には「教養」「機能」「批判」という3つの側面から捉えられる。機能的側面は、経済活動との関連が強いことから、これまで重点が置かれてきた。しかし、近年の欧米でのメディア教育の実践は、Critical Thinkingがキーワードとなり、“メディアを通して送られてくる情報に対し、批判的に読み解く能力を身に付ける。”といった批判的な側面のみが強調されている。「記号」としての映像次元とリテラシーとしての「教養」という視点から、日本の視聴覚教育・メディア教育を史的に考察すると、映像に対する学習者の主体的・自己反省的な態度を育成するという独自の視点を読み取ることができる。また、複合的概念であるメディアを論ずる場合、種別概念で捉えることは今日では意味をなさない。メディアを解釈する次元を、「記号」「装置」「システム」といった視点概念で捉えることで、はじめてメディア教育を包括的にとらえることができる。

子どもビデオ創作教室

夏休みに子どもビデオ創作教室を開催!



県立生涯学習センター 学習情報グループ

生涯学習センター初の試みとして、平成18年8月4日から11日のうち4日間小学生を対象とした、『子どもビデオ創作教室』を開催した。定員16名のところ、兄弟・姉妹での応募が多く、21名の受講とした。(保護者も同伴したので、部屋は満杯状態でした!)

講師は生涯学習センター・ビデオクラブ(SVC)の小林陽治氏にお願いし、子どもたちを5グループに分け、SVCの皆さんにもお手伝いいただきながら作品づくりをした。

ビデオ素材撮影のため尾山神社へ行ったが、ちょうど珠洲で開催の日本ジャンボリーご臨席のため来県された皇太子様が通られるため、道も交通規制しており厳重な警戒態勢の中、皆でゾロゾロと移動した。

機械には初めて触れる子も多かったが、上の学年が下の子をフォローし、男女もうまく協力し合って楽しい講座となった。

夏休みの暑い盛りではあったが、みな興味津々でいい顔をしていた。素敵なひとときが持てたようで、今後も続けていきたい講座の一つとなりました。

今日の著作権法

県立生涯学習センター 学習情報グループ

著作権法の役割

著作権法の目的は「著作物の公正な利用に留意し、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」(著作権法第1条)ことにあります。その一方で、著作物の円滑な利用を推進するため、著作権の行使に一部制限を設けています。

著作者等の権利が侵害された場合には、民事上の救済措置とともに、刑事上の罰則が科せられます。この罪は親告罪ですので、被害者が告訴・告発・請求することが必要です。

著作物とは

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法第2条)です。客観的な数値データ、既存の作品の模倣、表現されていない「アイディア」そして大量生産される工業製品等は、著作物としての保護を受けません。(ただし、「アイディア」は「特許権」が保護)

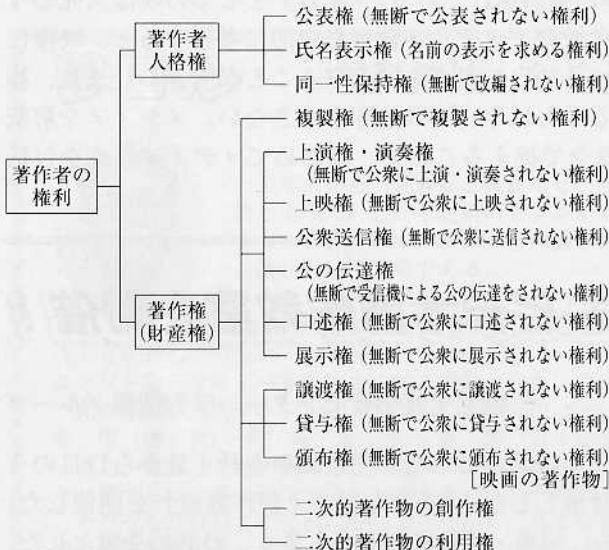
また、プロが創作したものではなくアマチュアが創作したものも著作物とみなされます。小学生が「創作した」絵画や作文も著作物として保護を受けます。

著作者の権利

著作者の権利は、著作物を創作した時点で「自動的」に付与されます。(無法式主義)

著作者の権利は図に示すように「著作者人格権」と「財産権としての著作権」の二つからなります。この二つに含まれる権利は、権利者が無断で他人に利用されない権利(「○○権」=無断で他人に○○されない権利)を意味します。「著作者の権利」に「著作隣接権」(著作物等を「伝達する者」に付与される権利)を加えたものが広義の著作権です。

なお、「財産権としての著作権」は他人に譲渡できますが、「著作者人格権」は著作者一代限りのもので譲渡不可能で、著作者の死とともに消滅します。



著作物の保護期間

わが国においては、著作権の保護期間は以下の通りとなっています。

- ①著作者の死後50年間（無名又は変名の著作物の著作権は公表後50年）
- ②法人その他の団体が著作の名義を有する著作物については公表後50年間
- ③映画の著作物は公表後70年間（1953年以前に公表された著作物は50年間）

他国の著作物についても、原則として同様の保護が与えられます。

死後50年、公表後50年または70年とは、著作者が死亡した日または著作物が公表された日のそれぞれ翌年（1月1日）から起算した期間です。

保護対象となっている著作物を利用する方法

著作物を利用する一般的な方法は契約による方法で、相当の対価を必要とします。

- ①著作権者（著作権等管理事業者【例：JASRAC】を含む）から許諾を得る。
- ②著作権を著作権者から一部または全部を譲り受ける。

著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合

「補償金」の支払いが必要なケースもありますが、表には著作権者の許諾を得ずに著作物が利用できるケースを示しています。視聴覚に関するケースについて見てみます。

- ①営利を目的としない上演、演奏、上映など（学校、市民グループの発表会、公民館等）
 - ・公表された著作物を、営利を目的とせず、観衆・聴衆から料金等を受けず、出演者に報酬を支払わず（非営利・無料・無報酬）に上演、演奏、口述、上映する場合。
 - ・これを複製（録音・録画）したり、公衆送信することは無断ではできません。
 - ・館内ブースにおけるビデオの視聴は、この「上映」とみなす考え方が一般的です。
- ②営利を目的としない貸与
 - ・図書館が既に公表されている著作物である本や音楽CDなどの貸し出しは、非営利・無料で行う場合に例外が認められます。
 - ・ビデオライブラリーなどによる「ビデオの貸し出し」は、非営利・無料だけでなく政令で定められた視聴覚資料の一般貸し出しを目的とする施設であること、権利者に「補償金」を支払うことが例外として行える条件となります。

私的使用のための複製

図書館等における複製

学校その他の教育機関における複製

試験問題としての複製

引用

点字による複製

営利を目的としない上映等

裁判手続等における複製

公開の美術の著作物等の利用

教科用図書への掲載

教科用拡大図書等の作成のための複製

学校教育番組の放送等

視聴覚障害者のための自動公衆送信

時事問題に関する論説の転載等

政治上の演説等の利用

時事の事件の報道のための利用

行政機関情報公開法等による開示のための利用

放送事業者等による一時的固定

美術の著作物等の原作品の所有者による展示

美術の著作物等の展示に伴う複製

プログラムの著作物の複製物の所有者による複製 等

おわりに

各地の視聴覚ライブラリーでは、所蔵する貴重な映像資料をデジタル技術によって複製保存することが可能であるにも関わらず、著作権法が壁となつてこのままでは保存もできず、大事な公共財産が失われようとしているという危機感が広がっています。その一方で、急速なネットワーク社会の進展は著作物の違法な使用を拡大させています。文化の継承・発展のために、著作物の円滑な利用が推進されるような体制づくりも必要ですが、著作権法の趣旨を理解した正しい著作物の利用が今日ますます必要となっています。

〔参考資料〕岡本薰「著作権の考え方」（岩波新書）

文化庁「著作権テキスト」

エル・ネット「図書館等職員著作権実務講習会」

平成18年度石川県視聴覚教育協議会・総会報告

平成18年7月7日(金)、石川県立生涯学習センターにおいて、平成18年度理事会及び総会が行われた。(出席市町9、委任状提出市町10)

総会では、議長に輪島市立図書館長 北間美登里氏を選出し、議案審議を行い、平成17年度事業・決算報告並びに18年度事業・予算について可決承認された。

なお、総会終了後、記念講演として『視聴覚教育と情報教育とメディア教育の位相』と題し、金沢星稜大学教授 岡部昌樹氏に御講演いただいた。

平成18年度 役員一覧

| | | | | | |
|-----|-------|------------|------|-------|------------------|
| 会長 | 不嶋 豊和 | 生涯学習センター館長 | 理事 | 木村 康弘 | 県教委・生涯学習課 |
| 副会長 | 遠田 敏博 | かほく市教育長 | 監事 | 村田 健 | 金沢市 |
| 参与 | 谷内 厚子 | 県教委・生涯学習課長 | " | 勝田 秀一 | 羽咋市 |
| 理事 | 澤田 憲司 | 白山市 | | | |
| " | 嶋田 準也 | 能美市 | 事務局長 | 宮崎 謙治 | 生学セ・学習情報グループリーダー |
| " | 吉野 純吾 | 内灘町 | 事務局員 | 本多 大和 | 生学セ・学習情報グループ |
| " | 土屋 幸司 | 中能登町 | 局 | 前田恵里奈 | " |

平成18年度 事業報告

1 情報技術活用研修会

| 主体名 | 研修会名 | 開催日 | 場所 | 参加人数 |
|-------|-------------|----------------------|-------------------------|------|
| 金沢市 | 英語科PC活用実践講座 | 平成18年7月28日～平成18年8月8日 | 金沢市教育プラザ富樫 | 77人 |
| 宝達志水町 | パソコン教室 | 平成18年8月21日～12月7日 | 宝達志水町生涯学習センター「さくらドーム21」 | 116人 |

2 映像メディア活用講習会

| 主体名 | 研修会名 | 開催日 | 場所 | 参加人数 |
|-----|-----------|------------------|--------------|------|
| 石川県 | ビデオ作品制作講座 | 平成19年1月20日～1月28日 | 石川県立生涯学習センター | 37人 |

3 視聴覚教育指導者講習会「現代的課題対応講座」

(第1回) 「パワーポイントを使ってのプレゼンテーション」(パワーポイント入門)

6月27日(火)・28日(水) 16名参加 場所: 石川県立生涯学習センター

(第2回) 演題:『知っておこうデジタル放送』(いしかわビデオ作品コンクール発表会記念講演)

平成19年3月9日(金) 場所: 石川県立生涯学習センター

講師: NHK金沢放送局視聴者技術 水見拓也 氏

第10回視聴覚教育総合全国大会・東京大会に参加して

県立生涯学習センター 担当課長 学習情報グループリーダー 宮崎謙治

本大会は、昨年11月17日(金)と28日(土)の2日間にわたり国立オリンピック記念青少年総合センターを主会場に、「ネットワーク社会における、視聴覚教育の在り方を明白にしよう —ヒューマンコミュニケーションを進展させるネットワーク社会の光と陰—」を大会主題として開催されました。インターネットや情報通信機器の加速度的普及に伴い、さまざまな社会問題が発生しており、視聴覚教育・情報教育に携わる者がどのような考え方で、どんな視点で、どのように対応していくかが、シンポジウムを中心に議論されました。

シンポジウム「ネットワーク社会の進展により教育はどう変わるか」では、学校教育の立場からはネットに絡む事件が多発する中で情報モラルの確立が訴えられ、社会教育の立場からは主にさまざまな映像資産をアーカイブ化する上で著作権が障害になっている点が指摘されました。

団体別の分科会においては、全国視聴覚教育連盟は「視聴覚教材の管理及び提供に伴う権利処理について」と「地域のメディア利用を活性化する事業の在り方について」の2分科会をもちました。前者では各施設における視聴覚教材の制作・提供に伴う著作権をはじめとする諸問題解決のための指針の必要性が求められ、後者においては中高年層を取り込んで新たな事業展開の事例が紹介されました。

視聴覚ライブラリー施設においては映像資産を技術的にはバックアップすることはできても、その権利処理が大きな障壁として立ちふさがり、また新たな映像資料を作成する際にもさまざまな権利処理の問題が存在し、貴重な映像を後世に残すことに多大の困難が伴っています。またネットワーク社会が急速に拡大しているにもかかわらず、現在ばかりでなく過去の映像をインターネット配信することがいかに厳格さを必要とするかを実感させられた大会であった。

平成18年度(第37回)いしかわビデオ作品コンクール

●応募作は、昨年を上回る50作品!! ●

16年度に「いしかわビデオ作品コンクール」と名称・内容を改め、企画を一新してスタートしましたが、今年度は、応募期間平成18年12月1日(金)～平成18年2月9日(金)とし、昨年同様①学校教育・社会教育部門、②生徒・学生・一般部門の2部門で募集しました。

なお、コンクールは石川県教育委員会の共催とし、また、石川県小中学校視聴覚協議会、石川県高等学校視聴覚教育研究会、石川県社会教育協会、石川県公民館連合会の後援を得て行なった。

応募は、①学校教育・社会教育部門17点、②生徒・学生・一般部門33点の計50作品と昨年を上回る応募がありました。なお、審査は2月22日(木)県立生涯学習センターで行なった。

審査委員

| | | |
|-------|-------|---------------|
| 審査委員長 | 棒田 邦夫 | 金沢学院大学教授 |
| 委 員 | 勝田 敏夫 | メディアアドバイザー |
| 委 員 | 木村 康弘 | 県教委・生涯学習課 |
| 委 員 | 湊 義昌 | 県立生涯学習センター副館長 |

審査講評

審査項目は、企画構成、撮影技術、編集技術、録音技術、社会性・教材性(①部門)、美術性・表現性(②部門)の5点で審査を行なった。

どの作品も、切り口が様々でメッセージとして伝わってくるものが多く、あと一工夫すれば、上位入賞という作品も少なくなかった。

ジャンルも多岐に渡り、高度な編集技術等を使っており、予想していた以上に素晴らしい作品があり驚いた。大変面白く見させてもらつた。(審査委員長 棒田 邦夫)

審査結果

| ①学校教育・社会教育部門 | | |
|----------------------|--------------------|--------------------------|
| 最優秀賞 (石川県教育委員会賞) | 長坂用水を守る人たち | (金沢市)城南公民館 |
| 優秀賞 (石川県社会教育委員会賞) | 新春部活動がんばろう会'07 | (金沢市)石川県立金沢辰巳丘高等学校放送部 |
| 奨励賞 | あいさつを大切に ~レッツあいさつ~ | (金沢市)金沢市立金石町小学校放送委員会 |
| 〃 | あなたの脳は元気? | (小松市)小松市立芦城中学校 |
| 〃 | ザ・科学 WASHING HAND | (小松市)小松市学校保健研究会中学校部会 |
| 努力賞 | 伝統文化を伝えたい | (金沢市)小林 陽治 |
| ②生徒・学生・一般部門 | | |
| 最優秀賞 (石川県教育委員会賞) | 里山で命の営み | (金沢市)高島 誠志夫 |
| 優秀賞 (石川県公民館連合会賞) | 兼六園の名木 | (金沢市)藤平田友市 |
| 優秀賞 | 海はなぜ青い | (金沢市)早川 敏次 |
| 奨励賞 | 野鍛冶一筋50年 | (七尾市)酒元 昭二 |
| 〃 | 美しい町々 | (能美市)宿谷昭之助 |
| 〃 | 銅像の出来るまで | (金沢市)小倉 健治・村戸 建二 |
| 努力賞 | 私たちの町 野々市町と野菜みこし | (野々市町)第2期子どもビデオ制作室アシスタント |
| 審査員特別賞 | 金沢城懇意堀 | (金沢市)森本 重雄 |

県民企画展マナビィコーナー ~県立生涯学習センターからのお知らせ~

生涯学習情報センター(県立生涯学習センター2階)では、昨年までの市町村主体の「ふるさと学びコーナー」を県民の生涯学習発表のための「県民企画展マナビィコーナー」としてリニューアルし、県民の皆様に貸し出し(無料)しております。(ただし、非営利・非宗教・公序良俗に反しないもの)1週間から4週間の単位で、趣味の展示や企画を自由に表現する場、交流の場として、お気軽にご活用ください。

【お問い合わせ先】生涯学習情報センター TEL 076-223-9574



「理科教材・今昔」

石川県立生涯学習センター・ビデオクラブ(SVC)
『県民映像カレッジ』講師 的場 孝芳



数年前から、理科など教材用ビデオ制作を試みている。思えば新米理科教師の頃、教える事が山ほどあった。しかし話術のままで、半分も伝えられなかつた。考えた末、色チョークを買ってもらった。熱・エネルギー・力の動きは赤色、光・別の動きは黄色、流体・流れは青色、固定物・地面は茶色という次第である。

エンジンの説明に、シリンダー(茶色)の中に上下するピストン(黄色)がクラランク(黄色)につながっており、電線プラグ(白色)に電流が流れ(赤矢印)、スパーク爆発(四方に赤矢印)してピストンが押し下げられ(黄矢印)クラランクが回る(黄丸矢印)。エンジンを冷やすのには、周囲を水(青色)か小さいエンジンならフィン(茶色)をつけて空気(白色)で冷やす(赤矢印放熱)等説明しながら解説図を板書した。

光の屈折も、プリズム(白三角)に光(黄矢印)が当たると、赤い光は屈折率が小さく、紫(青+赤)程大きいので、赤・橙(赤+黄)・黄・緑(黄+青)・青・紫(青+赤少し)と虹のようになると説明した。

また、板書した事の重要さを表現するのに、赤で_____・_____・_____・()・[]・□・□などを使い分けた。要するに、書くのに手間がかかるものほど大事だ(テストに出るぞ!)という事である。

そのうちにOHPの時代になった。しかし、あまり使えなかつた。完成した絵が一発で出てくる。説明の流れや、生徒の理解速度に合わない。それに半暗幕にしなければならない。

そして、映画・テレビ・VTRが教材に出てくる時代と進んだ。これらは教材として非常に利用価値が高い。しかし、理科の副教材としては困ることがある。15分間の映像の中に、導入から結論まで4~6時間の授業内容が出てくる。教師が自分の指導知識を確認するには実に便利で良いが、生徒たちにとっては未履修の内容を先取りして見ることになる。学習後に確認のために見せるなら別な方法がある。

今は簡単にパソコン編集ができる時代である。教師はもっと一時間の指導方針に合った教材制作をすることだ。ビデオ制作を始めてから思うことだが、一時間の授業内容分のビデオ制作を言っておりながら、生徒たちはVTRを見るだけだと思っていないだろうか不安の今日この頃である。

編集後記

今年は、例年に無い暖冬でほとんど雪も降らず、スキー場などいろいろと影響もあるようだ…。とは言え「春は名のみ」と、まだまだ寒い日もあり、風邪と花粉症が同時に来ている人もいるのではないか。

「ビデオ作品コンクール」も再出発して3年目、応募作も着実に増え感謝しております。

さて、「視聴覚いしかわ」第3号をお届けします。ご寄稿いただきました、岡部先生、的場先生には深く感謝申し上げます。今後も、充実した誌面となるよう努力いたしますので、皆様のご協力・ご支援をよろしくお願いいたします。(学習情報グループ 本多 記)